北秋田市 広報紙「広報きたあきた」掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、官公署の情報などを広く紹介し、市民生活の向上やコミュニティの醸成、生涯学習等の推進を支援するために北秋田市(以下「市」)が発行する広報紙「広報きたあきた」(以下「広報紙」)に掲載する記事、催し、講座、会議及び募集等(以下「催し等」)の案内の取り扱いに関し、必要な事項を定めることにより、広報紙の役割と公平性を確保することを目的とする。

(対象団体)

- 第2条 この基準を適用する対象は次の団体等をいう。
 - (1) 国及び地方公共団体、またはこれらに準じる団体
 - (2) 町内・集落自治会、NPO、ボランティア団体、福祉団体、市民団体
 - (3) 法人、企業等

(掲載できる記事の範囲)

- 第3条 広報紙に掲載する情報は、市の重要施策·情報、市民生活に密接に関わる記事を中心とし、前条の団体等が掲載できる催し等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市が主催・共催・協賛・後援・推薦・委託・助成しているもの。ただし、後援等の場合は、掲載を希望する号の原稿提出期限までに、市(担当部署)の承認を得ていること
 - (2) 市以外の官公署が主催・共催・協賛・推薦・委託・助成している事業で、営利を目的とせずに市内で開催されるもの
 - (3)各種団体または法人等が主催している事業で、営利を目的とせず市内で開催されるもの
 - (4) 団体の規則や事業計画書、収支決算書などの内容確認し、市広報担当が掲載を妥当としたもの
 - (5) 記事の内容が市の方針や計画などに合致し、当該記事を掲載する必要があると認められるとき
 - (6) 前各号に該当するもののほか、特に市民の便宜に供する公益性が高いと判断できるもの
 - 2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。
 - (1) 市の品位、公共性または公益性を損なう恐れがあるもの
 - (2) 公序良俗に反すると認められるもの
 - (3) 政治的、宗教的または選挙活動に類するもの
 - (4) 協賛や寄附などの金や物品を募ることを主な内容としているもの
 - (5) 専ら営利目的の宣伝または広告活動になるもの。ただし、有料広告の場合はその限りではない
 - (6) 個人の宣伝、売名行為になるもの
 - (7) 人権を侵害する表現や事実誤認、虚偽または誇大な表現であるもの
 - (8) 暴力団またはその構成員の統制下にある団体等の活動
 - (9) 掲載意図、内容及び責任の所在が明確ではないもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、担当部署(関係する部署)及び市広報担当が協議し、広報主管課 長が掲載する内容として不適当と判断したもの
 - 3 次の各号に該当する情報は、別に情報伝達する手段がある等のため、原則として掲載しないものとする。ただし、広く市民を対象とし、全市を挙げて行う内容のものは掲載する。
 - (1) 同一年度間(年度)で既に広報紙に掲載済みの情報(施策特集記事として掲載したもの、市が策定する各種計画、それらの過程を知らせる情報等を除く)
 - (2) 対象者へ個別に通知が行われている情報(例:「〇〇を送付しました」等の情報)

- (3) 広報紙への折り込み、同時配布物、他の全戸配布物で周知される情報(他機関の発行物含む)
- (4) イベント等で、申し込み時に伝えることで足りる情報
- (5) 広報紙内で他の記事と重複する情報

(掲載する記事の優先順位)

- 第4条 広報紙へ掲載を希望する記事の量が市広報担当の予定する頁数の範囲を超える場合、次のとおり優先順位を定める。
 - (1) 市が主催・共催・協賛・後援・推薦・委託・助成する催し等
 - (2) 市以外の官公署及び公共的団体が主催する市内で開催される催し等
 - (3) 各種団体から掲載依頼がある、営利を目的とせず、市内で開催される催し等
 - 2 記事掲載の優先度は、市民生活への影響や催し等の行われる場所、緊急性などを考慮して市広報担当で決定する。

(広告の取り扱い)

第5条 前条に該当しない催し等または前条に該当する催し等であっても、市広報担当が設定する範囲 を超えて紙面を割き掲載を希望する場合は、別に定める北秋田市広告掲載要綱に基づく広告とし て取り扱うものとする。

(掲載依頼方法)

- 第6条 記事に関する連絡先等を記入のうえ、原稿案を添えて窓口・メール・FAX・郵送にて市広報担当に提出する。
 - 2 原稿提出期限は、掲載希望月の1か月前の25日とする。提出期限が閉庁日の場合は、直前の開 庁日とする。郵送で提出する場合は、提出期限必着とする。ただし、市民生活に影響が及ぶなど緊急 性が高いときはその限りでない。

(掲載内容)

- 第7条 掲載内容は原則として次のとおりとし、写真等はスペースに余裕ができたときのみとする。
 - (1) 催し等の名称
 - (2) とき(開催日・開催時間)
 - (3) ところ
 - (4) 参加費(費用)
 - (5) 定員
 - (6) 申込方法
 - (7) 問い合わせ先(代表者の氏名、住所、電話番号など) ※日中に連絡が取れること
 - 2 催し等の開催日・申込期限が市広報発行日(毎月1日)から8日以上経過した日付とする。
 - 3 掲載する内容は、団体の常任メンバー等を募集するものではなく、広く一般の方を対象に開催する催し等の記事に限定する。
 - 4 サークル等の練習・稽古場は原則公的施設とし、個人宅は原則として認めない。
 - 5 同一内容の掲載依頼は、年間(年度)2回を限度とする。
 - 6 同一団体が主催する催し等の掲載回数は、年間(年度)2回を上限とする。ただし、市が主催・共催・協賛・後援・推薦・委託・助成する事業に関してはこの限りではない。
 - 7 記事の内容によっては、団体の規則や事業計画書、収支決算書などの提出を求める場合がある。

(了解事項)

第8条 掲載依頼者は、次のことを了解するものとする。

- (1) 行政広報の公共性または公益性を重んじ、市及び市民に迷惑がかからないよう第3条第3項を遵守すること(掲載した記事に関する一切の責任は、掲載依頼者が負うこと)
- (2) 掲載記事を市ホームページ、依頼者のホームページ等にも掲載すること
- (3) 団体の名簿や規則、事業計画書、収支計画書などの提出を求められたら、それに応じること
- (4) 掲載の可否及び掲載希望月の変更等については、市広報担当に一任すること
- (5) 掲載に係る内容やデザイン等については、市広報担当に一任すること
- (6) 掲載内容についての問い合わせに対して、誠実に対応すること
- (7) 掲載は原則年間(年度)2回とし、同内容で複数回の掲載はしないこと
- (8) 申し込み団体等が市広報担当の指定する期限までに校正に係る報告を行わない場合は、掲載しないこととする
- (9) 本基準を満たさない内容を不正に申し込みした場合、不正が発覚した月から起算して3年間は掲載申し込みできない
- 2 掲載を決めた記事であっても、別に優先して掲載すべき記事が新たに発生したときは、掲載を中止する場合がある。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、掲載に必要な事項は広報主管課長が別に定め決定する。

附則

この基準は、令和6年2月1日から施行し、令和6年4月号以降の広報紙から適用する。